

令和7年4月17日

保護者の皆様

岩倉北小学校長 佐藤 振一郎

長期欠席等に伴う学校給食欠食の取り扱いについて

陽春の候 日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、お子様の長期欠席等に伴う学校給食の欠食について、下記のように取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 欠食の対象

(1) 病気やけが等による連続4日以上欠席または出席停止（いずれも土日・祝日を含まず）が見込まれる場合、保護者から申し出により欠食扱いとすることができます。

※ ただし、給食で食物アレルギー対応を行っている児童が、食物アレルギーを理由として欠食する場合は、連続4日未満でも欠食扱いとすることができます。

(2) 学級閉鎖や臨時休業の場合は、その期間を欠食とします。また、その際の欠食の申し出は不要です。

2 欠食の申し出

(1) 申し出た日の3日後（土日・祝日を除く）から欠食扱いとすることができます。

(2) 電話連絡または保護者連絡アプリにてお知らせください。

(3) 旅行等で事前に長期欠席が予定されている場合の欠食は、必ず電話連絡にてお知らせください。

(4) ラーケーションの日の欠食については、ラーケーションの日の申請方法（令和7年度版）をご確認ください。

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
例1	申し出	①	②	③欠食						
例2		申し出	①	②	③欠食					
例3			申し出	①	②			③欠食		
例4				申し出	①			②	③欠食	
例5					申し出			①	②	③欠食
例6		申し出	祝日	①	②			③欠食		
例7				申し出	①			祝日	②	③欠食

3 復食について

(1) 登校可能となり復食日が決まったら、速やかに学校へ連絡してください。

(2) あらかじめ復食日が決まっている場合には、欠食の申し出の際に、併せて復食の日をお知らせください。

4 返金について

(1) 欠食分の給食費は、次月以降に返金または集金額を調整します。（単価 270 円×欠食回数）

(2) 返金方法は、毎月の集金で使用しているゆうちょ銀行口座に振り込みます。

※ 振込手数料（現在 66 円）は、保護者負担となりますのでご了承ください。